

平和祈念事業アドバイザーボード 運営要領（案）

1 有識者等からの意見聴取について

座長が必要と認めるときは、別途有識者等から意見を求めることができる。

2 ボードで使用した資料の公開について

検討会で使用した資料については、原則として、総務省ホームページに掲載する。

3 ボードの議事要旨等の公開について

ボードは原則として非公開とするが、議事要旨は、会議の終了後速やかに事務局において作成し、総務省ホームページに掲載する。

4 その他

その他必要な事項は、座長がボードに諮って定める。